

四半期報告書

(第19期第2四半期)

株式会社 **みなと銀行**

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表】	20
2 【その他】	55
3 【中間財務諸表】	56
4 【その他】	66
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	67

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月21日

【四半期会計期間】 第19期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 服 部 博 明

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 企画部 財務部長 梅 崎 慎 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号
株式会社みなと銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員
東京事務所長 加 藤 浩 一

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店

(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、
投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成27年度	平成28年度
		(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日)	(自平成29年 4月1日 至平成29年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	32,230	31,268	29,655	64,352	60,748
連結経常利益	百万円	5,375	5,709	4,323	11,854	11,005
親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	3,312	3,838	3,636	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	7,360	7,119
連結中間包括利益	百万円	△586	3,125	6,147	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	692	4,158
連結純資産額	百万円	134,649	137,517	142,710	136,019	138,588
連結総資産額	百万円	3,502,163	3,510,374	3,526,587	3,484,662	3,506,644
1株当たり純資産額	円	3,274.05	3,318.67	3,439.48	3,303.03	3,341.68
1株当たり中間純利益金額	円	81.30	93.89	88.61	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	180.58	173.81
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	81.10	93.60	88.28	—	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	180.09	173.19
自己資本比率	%	3.81	3.87	4.00	3.86	3.91
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	41,389	73,332	△28,421	1,532	41,044
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,401	8,345	94,827	6,651	10,278
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,070	△23,015	△2,072	△11,800	△23,042
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	423,002	450,135	484,091	391,463	419,752
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,447 [772]	2,501 [741]	2,533 [730]	2,421 [757]	2,472 [737]

(注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額、1株当たり当期純利益金額、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

3 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第17期中	第18期中	第19期中	第17期	第18期
決算年月		平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	百万円	28,441	27,362	25,380	56,841	52,971
経常利益	百万円	5,137	5,495	3,937	10,952	9,995
中間純利益	百万円	3,326	3,887	3,552	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	7,019	6,609
資本金	百万円	27,484	27,484	27,484	27,484	27,484
発行済株式総数	千株	410,951	410,951	41,095	410,951	41,095
純資産額	百万円	127,285	130,704	133,345	129,408	129,861
総資産額	百万円	3,496,669	3,504,462	3,519,128	3,478,585	3,499,234
預金残高	百万円	3,119,203	3,136,414	3,208,346	3,103,003	3,146,044
貸出金残高	百万円	2,476,076	2,494,964	2,533,353	2,509,970	2,512,218
有価証券残高	百万円	540,829	488,120	414,529	509,937	497,465
1株当たり配当額	円	—	—	—	5.00	50.00
自己資本比率	%	3.63	3.72	3.78	3.71	3.70
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,189 [613]	2,255 [585]	2,282 [572]	2,170 [603]	2,237 [580]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結結果計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、当行、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）の間で、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及び関西アーバン銀行の各普通株式を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」）をそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに、本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換（以下、「本株式交換」）をそれぞれ実施すること等により、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社（以下、「統合グループ」、3社をそれぞれ以下、「統合各社」）の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、同日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結致しました。

(1) 統合グループの経営理念

統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやり甲斐と誇りをもって働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループとなるべく、以下の経営理念を掲げます。

統合グループの経営理念
関西の未来とともに歩む金融グループとして、 お客さまとともに成長します。 地域の豊かな未来を創造します。 変革に挑戦し進化し続けます。

(2) 統合グループの経営戦略

統合グループは、上記(1)に掲げる経営理念のもと、以下の3つの柱を軸として、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」を構築することで、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

- 統合各社が培ってきた強みの共有とワンストップで高度な金融サービス、ソリューションの提供を通じ、地域の幅広いお客さまとの関係を更に深掘りすることで、地域社会の発展・活性化に貢献してまいります。
- オペレーション改革のノウハウ共有や事務・システムの統合等を通じて、業務効率と生産性の飛躍的な向上を実現するとともに、お客さまに圧倒的な利便性を提供してまいります。
- お客さま・地域の期待にお応えするために、関西最大にして本邦有数の金融ボリュームに相応しい収益性・効率性・健全性を実現してまいります。

(3) 本経営統合の方式

本経営統合は、本統合契約に基づき、①本経営統合の一連の行為が重要な点において法令等の違反を構成せず、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、当該行為を制限又は禁止する旨を求め申立、訴訟その他の手続に係属しておらず、また、当該行為を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないことを含む。）、②本経営統合の一連の行為が重要な点において許認可等に抵触せず、抵触することが合理的に見込まれていないこと（当該行為を行うことについて必要とされる独占禁止法上の待機期間及び審査期間が経過していることを含む。）、及び③本経営統合の実行又はその経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生・判明しておらず、発生・判明することが合理的に見込まれていないことを条件として、下記(i)乃至(iii)の3段階のステップを経て、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の各社が本持株会社の完全子会社となる持株会社方式によるものと致します。そして、かかる統合の結果、りそなホールディングスは本持株会社を議決権の51%程度を有する連結子会社とし、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度（※）を保有し本持株会社を持分法適用関連会社と致します。

※ 本経営統合後の三井住友フィナンシャルグループは、当行及び関西アーバン銀行のそれぞれの三井住友銀行以外の一般株主（以下、「本一般株主」）の全員がその保有する普通株式の全部について本公開買付けへ応募した場合、その子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の26.3%を保有し、本一般株主の全員がその保有する普通株式の全部について本公開買付けへ応募しなかった場合、その子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%を保有することとなります。

- (i) りそなホールディングスによる本持株会社の設立、りそなホールディングスによる本持株会社の増資の引受け、株式会社りそな銀行（以下、「りそな銀行」）から本持株会社に対する貸付の実施、及び、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行の株式の全ての本持株会社への譲渡（平成29年11～12月頃を予定）
- (ii) りそなホールディングスによる当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式を対象とする上限付き公開買付けの実施（平成29年12月27日～平成30年2月14日を予定）並びに本優先株式の取得（平成30年2月20日を予定）
- (iii) 本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換の実施（平成30年4月1日の効力発生を予定）

なお、本統合契約において、りそなホールディングス及び三井住友銀行は、本統合契約締結日から平成30年4月1日又は全当事者が別途合意する日までの間、りそなホールディングス又は三井住友銀行の保有する本優先株式につき、本優先株式の内容として定められる普通株式又は金銭を対価とする取得請求権のいずれをも行使しないものとされておりす。

(4) 本経営統合の日程

日程	内容
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年12月26日（予定）	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による各種類株主総会
平成30年3月28日（予定）	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年4月1日（予定）	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃（予定）	関西アーバン銀行-近畿大阪銀行合併

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

平成29年度上期の兵庫県経済は、公共投資が減少しているものの、輸出が新興国経済の持ち直し等により増加しているほか、個人消費が底堅く推移し、設備投資も高水準で推移したことなどから、雇用・所得環境は改善基調を維持し、県下における景況感は全般に緩やかな改善を続けました。

このような環境の下、当行では平成29年4月より「地域活性化への持続的貢献」「お客さま本位のコンサルティング機能の発揮」「筋肉質な経営基盤の確立」の3つを基本方針とする中期経営計画『みなと“3 First Plan”（スリーファーストプラン）』を掲げ、その諸施策を当行及び当行グループで推進した結果、当第2四半期連結累計期間の業績は以下の通りとなりました。

(主要勘定)

預金の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比622億51百万円増加の3兆2,025億60百万円となりました。貸出金の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比198億45百万円増加の2兆5,176億56百万円となりました。また、有価証券の当第2四半期連結累計期間末残高は、前連結会計年度末比824億25百万円減少し、4,124億6百万円となりました。

(損益)

当第2四半期連結累計期間の経常収益は、国債等債券売却益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比16億13百万円減少の296億55百万円となりました。

また、経常費用も与信関係費用が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比2億27百万円減少の253億32百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比13億85百万円減少の43億23百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前第2四半期連結累計期間比2億2百万円減少し、36億36百万円となりました。

セグメント別の業績は、「銀行業セグメント」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比19億81百万円減少の253億80百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比15億58百万円減少の39億37百万円となりました。

また、「リース業セグメント」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比2億74百万円増加の33億75百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比47百万円増加の2億21百万円となり、「その他」での経常収益は前第2四半期連結累計期間比80百万円増加の28億4百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比89百万円増加の4億79百万円となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第2四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の国内業務部門は、前第2四半期連結累計期間に比べ、資金運用収支が537百万円減少、役務取引等収支が243百万円増加、その他業務収支が93百万円増加いたしました。

当第2四半期連結累計期間の国際業務部門は、前第2四半期連結累計期間に比べ、資金運用収支が110百万円増加、役務取引等収支が0百万円減少、その他業務収支が2,646百万円減少いたしました。

以上により、前第2四半期連結累計期間に比べ、当第2四半期連結累計期間の全体の資金運用収支は426百万円減少、役務取引等収支は243百万円増加、その他業務収支が2,552百万円減少いたしました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	15,872	761	—	16,633
	当第2四半期連結累計期間	15,334	872	—	16,206
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	16,707	938	23	17,622
	当第2四半期連結累計期間	15,822	1,321	23	17,120
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	835	177	23	989
	当第2四半期連結累計期間	487	449	23	913
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	4,290	101	—	4,391
	当第2四半期連結累計期間	4,534	100	—	4,634
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,358	131	—	6,490
	当第2四半期連結累計期間	6,785	130	—	6,915
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,068	30	—	2,099
	当第2四半期連結累計期間	2,251	29	—	2,281
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	460	2,955	—	3,416
	当第2四半期連結累計期間	554	309	—	863
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	3,274	2,955	—	6,230
	当第2四半期連結累計期間	3,673	579	—	4,252
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,813	—	—	2,813
	当第2四半期連結累計期間	3,119	270	—	3,389

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益について、国内業務部門は6,785百万円、国際業務部門は130百万円となりました。その結果、全体では6,915百万円となりました。全体の収益のうち、主なものは「預金・貸出業務」「為替業務」「証券関連業務」「代理業務」「保護預り・貸金庫業務」「保証業務」「投資信託関係業務」で91.03%を占めております。

また、当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用について、国内業務部門は2,251百万円、国際業務は29百万円となりました。その結果、全体では2,281百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,358	131	—	6,490
	当第2四半期連結累計期間	6,785	130	—	6,915
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	1,827	7	—	1,835
	当第2四半期連結累計期間	1,833	7	—	1,841
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,271	123	—	1,394
	当第2四半期連結累計期間	1,254	122	—	1,376
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	158	—	—	158
	当第2四半期連結累計期間	163	—	—	163
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	675	—	—	675
	当第2四半期連結累計期間	655	—	—	655
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	324	—	—	324
	当第2四半期連結累計期間	323	—	—	323
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	469	0	—	470
	当第2四半期連結累計期間	479	0	—	480
うち投資信託関係業務	前第2四半期連結累計期間	1,043	—	—	1,043
	当第2四半期連結累計期間	1,455	—	—	1,455
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,068	30	—	2,099
	当第2四半期連結累計期間	2,251	29	—	2,281
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	285	30	—	315
	当第2四半期連結累計期間	282	29	—	311

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,102,699	24,430	—	3,127,130
	当第2四半期連結会計期間	3,182,099	20,460	—	3,202,560
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,962,621	—	—	1,962,621
	当第2四半期連結会計期間	2,086,919	—	—	2,086,919
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,120,590	—	—	1,120,590
	当第2四半期連結会計期間	1,085,345	—	—	1,085,345
うちその他	前第2四半期連結会計期間	19,487	24,430	—	43,918
	当第2四半期連結会計期間	9,834	20,460	—	30,295
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	3,701	—	—	3,701
	当第2四半期連結会計期間	8,411	—	—	8,411
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,106,401	24,430	—	3,130,832
	当第2四半期連結会計期間	3,190,511	20,460	—	3,210,972

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,480,353	100.00	2,517,651	100.00
製造業	223,870	9.03	220,028	8.74
農業, 林業	1,021	0.04	2,042	0.08
漁業	358	0.02	334	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	809	0.03	849	0.03
建設業	109,473	4.41	100,315	3.99
電気・ガス・熱供給・水道業	14,819	0.60	17,422	0.69
情報通信業	38,277	1.54	35,564	1.41
運輸業, 郵便業	117,481	4.74	109,119	4.34
卸売業, 小売業	268,135	10.81	258,660	10.27
金融業, 保険業	99,016	3.99	109,462	4.35
不動産業, 物品賃貸業	564,562	22.76	599,745	23.82
各種サービス業	225,159	9.08	239,333	9.51
地方公共団体	146,602	5.91	149,311	5.93
その他	670,765	27.04	675,461	26.83
海外及び特別国際金融取引勘定分	25	100.00	5	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	25	100.00	5	100.00
合計	2,480,378	—	2,517,656	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日～平成29年9月30日）におけるキャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、284億21百万円の支出（前第2四半期連結累計期間比1,017億53百万円減少）となりました。

これは主に債券貸借取引受入担保金の減少によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、948億27百万円の収入（前第2四半期連結累計期間比864億81百万円増加）となりました。

これは主に有価証券の取得による支出が減少したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、20億72百万円の支出（前第2四半期連結累計期間比209億43百万円増加）となりました。

これは主に劣後特約付社債の償還による支出が減少したことによるものです。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比643億39百万円増加し、4,840億91百万円となりました。

(3) 経営方針、経営戦略及び対処すべき課題等

当行は、平成29年9月26日に、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行との経営統合を行うことについて、全当事者と最終合意いたしました。

上記最終合意の内容につきましては、前記「2 経営上の重要な契約等」に記載のとおりであります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年9月30日	平成29年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	7.19	7.23
2. 連結における自己資本の額	1,354	1,382
3. リスク・アセットの額	18,833	19,099
4. 連結総所要自己資本額	753	763

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成28年9月30日	平成29年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	6.90	6.90
2. 単体における自己資本の額	1,292	1,310
3. リスク・アセットの額	18,715	18,986
4. 単体総所要自己資本額	748	759

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成28年9月30日	平成29年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	136	126
危険債権	398	365
要管理債権	27	35
正常債権	24,870	25,383

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
優先株式	10,000,000
計	100,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	41,095,197	41,095,197	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	41,095,197	41,095,197	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成29年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成29年6月29日
新株予約権の数(個)	319個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,900株(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成29年7月22日から 平成59年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,992円 資本組入額 996円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。
- 2 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という）以降、当行が当行普通株式の株式分割（当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、割当日以降、当行が合併または会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当行は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した日（以下、「地位喪失日」という）の翌日（権利行使開始日）以降、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、新株予約権の行使期間において、以下の(ア)または(イ)に定める場合（ただし、(イ)については、下記4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される旨が合併契約、株式交換契約若しくは株式移転計画において定められている場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。
- (ア) 新株予約権者が平成58年7月21日に至るまでに地位喪失日を迎えなかった場合
平成58年7月22日から平成59年7月21日
- (イ) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案または当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 上記(1)及び(2)(ア)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る）または株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記

(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、再編対象会社は無償で新株予約権を取得することができる。

①再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②再編対象会社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年9月30日	—	41,095	—	27,484	—	27,431

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	18,483	44.97
みなと銀行共栄会	神戸市西区竹の台6丁目2番地	3,457	8.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	1,130	2.75
みなと銀行従業員持株会	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	931	2.26
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	895	2.17
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1	566	1.37
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	520	1.26
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	442	1.07
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	353	0.85
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	351	0.85
計	—	27,131	66.02

(注) 株式会社三井住友銀行の所有株式数には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、議決権行使の指図権を留保している当行株式16,550千株(発行済株式総数に対する割合40.27%)を含んでおります。なお、株主名簿上の名義は「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)」であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 57,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,994,100	409,941	—
単元未満株式	普通株式 43,697	—	—
発行済株式総数	41,095,197	—	—
総株主の議決権	—	409,941	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2百株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みなど銀行	神戸市中央区三宮町2丁目 1番1号	57,400	—	57,400	0.13
計	—	57,400	—	57,400	0.13

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成29年4月1日 至平成29年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※7 420,822	※7 485,227
コールローン及び買入手形	1,964	3,359
買入金銭債権	1,916	2,178
商品有価証券	613	406
有価証券	※7, ※11 494,831	※7, ※11 412,406
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 2,497,810	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 2,517,656
外国為替	※5 6,967	※5 10,221
リース債権及びリース投資資産	8,382	8,339
その他資産	※7 34,525	※7 50,248
有形固定資産	※9 33,588	※9 33,316
無形固定資産	4,774	4,427
退職給付に係る資産	3,727	3,788
繰延税金資産	4,641	2,952
支払承諾見返	11,442	11,050
貸倒引当金	△19,365	△18,992
資産の部合計	3,506,644	3,526,587
負債の部		
預金	※7 3,140,309	※7 3,202,560
譲渡性預金	9,561	8,411
債券貸借取引受入担保金	※7 113,195	※7 84,878
借入金	※7, ※10 66,876	※7, ※10 49,639
外国為替	75	72
その他負債	22,978	24,717
賞与引当金	1,072	1,065
退職給付に係る負債	1,531	473
役員退職慰労引当金	74	64
睡眠預金払戻損失引当金	635	590
繰延税金負債	302	351
支払承諾	11,442	11,050
負債の部合計	3,368,055	3,383,876
純資産の部		
資本金	27,484	27,484
資本剰余金	49,693	49,693
利益剰余金	53,052	54,636
自己株式	△84	△85
株主資本合計	130,145	131,729
その他有価証券評価差額金	6,060	8,445
退職給付に係る調整累計額	930	973
その他の包括利益累計額合計	6,991	9,419
新株予約権	246	275
非支配株主持分	1,204	1,286
純資産の部合計	138,588	142,710
負債及び純資産の部合計	3,506,644	3,526,587

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
経常収益	31,268	29,655
資金運用収益	17,622	17,120
(うち貸出金利息)	15,067	14,368
(うち有価証券利息配当金)	2,096	2,265
役務取引等収益	6,490	6,915
その他業務収益	6,230	4,252
その他経常収益	※1 925	※1 1,366
経常費用	25,559	25,332
資金調達費用	989	913
(うち預金利息)	615	490
役務取引等費用	2,099	2,281
その他業務費用	2,813	3,389
営業経費	18,173	17,878
その他経常費用	※2 1,484	※2 869
経常利益	5,709	4,323
特別利益	-	595
その他の特別利益	-	※3 595
特別損失	17	125
固定資産処分損	17	14
減損損失	-	※4 111
税金等調整前中間純利益	5,691	4,792
法人税、住民税及び事業税	1,517	240
法人税等調整額	287	852
法人税等合計	1,805	1,092
中間純利益	3,886	3,700
非支配株主に帰属する中間純利益	47	63
親会社株主に帰属する中間純利益	3,838	3,636

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
中間純利益	3,886	3,700
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△964	2,404
退職給付に係る調整額	203	42
その他の包括利益合計	△761	2,447
中間包括利益	3,125	6,147
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	3,079	6,064
非支配株主に係る中間包括利益	45	82

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,484	49,647	47,972	△428	124,676
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,039		△2,039
親会社株主に帰属する中間純利益			3,838		3,838
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		44		333	378
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	44	1,799	333	2,177
当中間期末残高	27,484	49,692	49,771	△95	126,853

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	10,475	△401	10,073	201	1,068	136,019
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,039
親会社株主に帰属する中間純利益						3,838
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						378
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△962	203	△759	28	51	△679
当中間期変動額合計	△962	203	△759	28	51	1,498
当中間期末残高	9,512	△198	9,314	229	1,119	137,517

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,484	49,693	53,052	△84	130,145
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,051		△2,051
親会社株主に帰属する中間純利益			3,636		3,636
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分					—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	1,584	△0	1,584
当中間期末残高	27,484	49,693	54,636	△85	131,729

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	6,060	930	6,991	246	1,204	138,588
当中間期変動額						
剰余金の配当						△2,051
親会社株主に帰属する中間純利益						3,636
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,385	42	2,428	28	81	2,538
当中間期変動額合計	2,385	42	2,428	28	81	4,122
当中間期末残高	8,445	973	9,419	275	1,286	142,710

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,691	4,792
減価償却費	1,590	1,478
減損損失	-	111
貸倒引当金の増減(△)	1,127	222
賞与引当金の増減額(△は減少)	△34	△7
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△145	57
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△192	42
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△3	△9
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△7	△45
資金運用収益	△17,622	△17,120
資金調達費用	989	913
有価証券関係損益(△)	△3,155	△1,276
為替差損益(△は益)	10,578	△4,501
固定資産処分損益(△は益)	17	14
退職給付信託設定損益(△は益)	-	△595
商品有価証券の純増(△)減	38	206
貸出金の純増(△)減	13,617	△20,415
預金の純増減(△)	33,971	62,409
譲渡性預金の純増減(△)	△1,869	△1,150
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△283	△17,237
有利息預け金の純増(△)減	△245	△66
コールローン等の純増(△)減	△2,364	△1,655
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	13,026	△28,316
外国為替(資産)の純増(△)減	3,932	△3,254
外国為替(負債)の純増減(△)	283	△3
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	341	42
資金運用による収入	18,250	17,150
資金調達による支出	△1,062	△933
その他	△2,105	△17,758
小計	74,365	△26,904
法人税等の支払額	△1,035	△1,521
法人税等の還付額	1	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,332	△28,421

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△167,773	△94,412
有価証券の売却による収入	123,943	121,433
有価証券の償還による収入	53,593	68,778
有形固定資産の取得による支出	△981	△700
有形固定資産の売却による収入	1	93
その他	△437	△364
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,345	94,827
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△3,000	-
劣後特約付社債の償還による支出	△18,300	-
非支配株主からの払込みによる収入	6	0
配当金の支払額	△2,032	△2,047
非支配株主への配当金の支払額	-	△1
リース債務の返済による支出	△67	△22
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	378	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23,015	△2,072
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	6
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	58,671	64,339
現金及び現金同等物の期首残高	391,463	419,752
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 450,135	※1 484,091

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 14社

みなとビジネスサービス株式会社
みなとアセットリサーチ株式会社
みなと保証株式会社
みなとリース株式会社
株式会社みなとカード
みなとシステム株式会社
みなとキャピタル株式会社
みなとコンサルティング株式会社
みなとビジネスリレー投資事業有限責任組合
みなとエクイティサポート投資事業有限責任組合
ひょうご6次産業化ファンド投資事業有限責任組合
みなとAファンド投資事業有限責任組合
みなとビジネスリレーファンド2号投資事業有限責任組合
ひょうご観光活性化ファンド投資事業有限責任組合

(2) 非連結子会社

該当ありません

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 6社

9月末日 8社

(2) 連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等(時価のある株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,707百万円（前連結会計年度末は9,810百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。

(13) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(当行と株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行との経営統合について)

当行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、当行、株式会社関西アーバン銀行（以下、「関西アーバン銀行」）及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）の間で、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及び関西アーバン銀行の各普通株式を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」）をそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡すること、並びに、本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換（以下、「本株式交換」）をそれぞれ実施すること等により、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の3社（以下、「統合グループ」、3社をそれぞれ以下、「統合各社」）の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことを決議し、同日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結致しました。当行は、本統合契約に基づき、本持株会社との間で、本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする本株式交換（本株式交換の効力発生を以下、「本クロージング」）を行うことを決定致しました。

(1) 本経営統合の経緯

平成29年3月3日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、平成29年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

(2) 本経営統合の方式

本経営統合は、本統合契約に基づき、①本経営統合の一連の行為が重要な点において法令等の違反を構成せず、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、当該行為を制限又は禁止する旨を求める申立、訴訟その他の手続が係属しておらず、また、当該行為を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないことを含む。）、②本経営統合の一連の行為が重要な点において許認可等に抵触せず、抵触することが

合理的に見込まれていないこと(当該行為を行うことについて必要とされる独占禁止法上の待機期間及び審査期間が経過していることを含む。)、及び③本経営統合の実行又はその経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生・判明しておらず、発生・判明することが合理的に見込まれていないことを条件として、下記(i)乃至(iii)の3段階のステップを経て、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の各社が本持株会社の完全子会社となる持株会社方式によるものと致します。そして、かかる統合の結果、りそなホールディングスは本持株会社を議決権の51%程度を有する連結子会社とし、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度を保有し本持株会社を持分法適用関連会社と致します。

- (i) りそなホールディングスによる本持株会社の設立、りそなホールディングスによる本持株会社の増資の引受け、株式会社りそな銀行(以下、「りそな銀行」)から本持株会社に対する貸付の実施、及びりそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行の株式の全ての本持株会社への譲渡(平成29年11～12月頃を予定)
- (ii) りそなホールディングスによる当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式を対象とする上限付き公開買付けの実施(平成29年12月27日～平成30年2月14日を予定)並びに本優先株式の取得(平成30年2月20日を予定)
- (iii) 本持株会社による当行及び関西アーバン銀行との株式交換の実施(平成30年4月1日の効力発生を予定)

(3) 本経営統合の日程

平成29年9月26日	本統合契約の締結に係るりそなホールディングス、三井住友銀行、当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の取締役会決議及び三井住友フィナンシャルグループの執行役の決定 本統合契約の締結
平成29年10月16日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日公告
平成29年10月31日	当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会並びに関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による種類株主総会の基準日
平成29年11月14日	本持株会社の設立、本株式交換に係る株式交換契約締結
平成29年12月頃(予定)	近畿大阪銀行株式譲渡の実行
平成29年12月26日(予定)	本持株会社、当行及び関西アーバン銀行の各臨時株主総会、関西アーバン銀行の普通株主及び本優先株主による各種類株主総会
平成29年12月27日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの開始日
平成30年2月14日(予定)	当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けの終了日
平成30年2月20日(予定)	本優先株式譲渡の実行
平成30年3月28日(予定)	当行の普通株式及び関西アーバン銀行の普通株式の上場廃止
平成30年3月30日(予定)	当行及び関西アーバン銀行の議決権基準日削除に係る定款変更の効力発生
平成30年4月1日(予定)	本株式交換の効力発生 本持株会社普通株式のテクニカル上場
平成31年4月頃(予定)	関西アーバン銀行-近畿大阪銀行合併

上記スケジュールは、今後、本経営統合に係る手続及び協議を進める中で、金融庁、公正取引委員会等の関係当局等への届出、許認可の取得その他の本経営統合に向けた諸準備の進捗、又はその他の理由により変更が生じる場合があります。

(4) 本経営統合の主な条件の概要

本経営統合に関する主な条件の概要は以下のとおりです。

<p>本株式交換 の条件</p>	<p>① 本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式交換比率 1 : 2.37 ② 本持株会社と関西アーバン銀行との間の普通株式に係る株式交換比率は1 : 1.60とし、 本優先株式に係る株式交換比率は1 : 1.30975768とする。</p>
<p>本公開買付けの 条件</p>	<p>① 当行株式公開買付けの条件 (i) 公開買付けの対象 当行の普通株式 (ii) 公開買付け価格 2,233円 (iii) 上限、下限 上限は6,182,500株とし、下限は設定しない。 (iv) 公開買付け期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日) (v) 決済の開始日 公開買付け期間が終了した後遅滞なく (vi) 三井住友銀行による応募数(三井住友銀行が信託管理人からの同意等を条件として、 退職給付信託の受託者へ応募を指図することにより、応募される株式数を含む。) 18,483,435株 (vii) 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取 引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並び に同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合に は、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるもの とする。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、公開買付け開始告 告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとし る。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、当行株式公開買付けの開始 までに変更があり得る。 ② 関西アーバン銀行株式公開買付けの条件 (i) 公開買付けの対象 関西アーバン銀行の普通株式 (ii) 公開買付け価格 1,503円 (iii) 上限、下限 上限は11,029,200株とし、下限は設定しない。 (iv) 公開買付け期間 平成29年12月27日～平成30年2月14日(30営業日) (v) 決済の開始日 公開買付け期間が終了した後遅滞なく (vi) 三井住友銀行による応募数 36,109,772株 (vii) 公開買付けの撤回条件 りそなホールディングスは、金融商品取引法第27条の11第1項但書及び金融商品取 引法施行令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ並び に同条第2項第3号乃至第6号に規定する公開買付けの撤回事由が生じた場合に は、金融商品取引法の定める方法により、公開買付けを撤回することができるもの とする。なお、本項の適用に当たっては、金融商品取引法施行令第14条第1項第3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に至る事実」とは、公開買付け開始告 告を行った日以後に発生した事情により本統合契約が終了した場合をいうものとし る。但し、これらの公開買付けの撤回条件については、関西アーバン銀行株式公開 買付けの開始までに変更があり得る。</p>

近畿大阪銀行 株式譲渡の条件	<p>① 近畿大阪銀行株式譲渡株数 1,827,196,574株</p> <p>② 近畿大阪銀行株式譲渡価格 86,079,226,690円(1株あたり47.11円)</p> <p>③ 本持株会社の資本・負債の調達金額及び条件</p> <p>(i) 資本による調達金額</p> <p>(a) 募集株式数 62,278,950株</p> <p>(b) 払込金額 1株につき942.2円 ※ 本クロージング日以降の本持株会社の株価水準及び証券取引所から要請される投資単位の水準を考慮し、近畿大阪銀行の1株あたり価格の20倍相当としております。</p> <p>(c) 払込金額の総額 58,679,226,690円</p> <p>(d) 増加する資本金及び資本準備金 資本金： 29,339,613,345円(1株につき471.1円) 資本準備金： 29,339,613,345円(1株につき471.1円) ※ 本持株会社は、資本準備金の額の減少を実施し、減少後の資本準備金の額を0円とする予定です。</p> <p>(ii) 負債による調達金額及び条件</p> <p>(a) 貸付人 りそな銀行</p> <p>(b) 調達金額 27,400,000,000円</p> <p>(c) その他の条件 同種の独立した第三者間の取引と同等の条件とする。</p>
本優先株式 譲渡の条件	<p>① 本優先株式譲渡株数 73,000,000株</p> <p>② 本優先株式譲渡価格 74,000,000,000円(1株あたり1,013.70円。当該譲渡価格に経過未払配当相当額は含まれず、別途の経過未払配当相当額の清算も行われぬ。)</p>
剰余金の配当に 関する条件	<p>本クロージングまでを基準日とする当行、関西アーバン銀行、近畿大阪銀行の剰余金の配当</p> <p>① 当行</p> <p>(i) 基準日 平成30年3月31日</p> <p>(ii) 配当額 総額2,052,000,000円を上限とする。</p> <p>② 関西アーバン銀行</p> <p>(i) 基準日</p> <p>(a) 普通株式 平成30年3月31日</p> <p>(b) 優先株式 平成30年3月31日</p> <p>(ii) 配当額</p> <p>(a) 普通株式 総額2,940,000,000円を上限とする。</p> <p>(b) 優先株式 総額1,860,000,000円を上限とする。</p> <p>③ 近畿大阪銀行</p> <p>(i) 基準日 近畿大阪銀行株式譲渡の実行日の前日以前の日</p> <p>(ii) 配当額 総額1,269,901,618円</p>

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の概要

商号	株式会社関西みらいフィナンシャルグループ (英文名称 Kansai Mirai Financial Group, Inc.)
本店の所在地	大阪市中央区備後町2丁目2番1号
代表者の氏名	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日における当行の取締役頭取、関西アーバン銀行の取締役頭取及び近畿大阪銀行の代表取締役社長が就任する予定です。
資本金の額	29,589,614,338円(増資後予定)
事業の内容	銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. 当会社の属する銀行持株会社グループの経営管理及びこれに付帯又は関連する一切の業務 2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(中間連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
破綻先債権額	940百万円	728百万円
延滞債権額	47,983百万円	47,192百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	35百万円	55百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,752百万円	3,464百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
合計額	51,712百万円	51,441百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
17,852百万円	19,204百万円

※6 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)に計上した額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
69,630百万円	65,696百万円

※7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	183,329百万円	118,168百万円
貸出金	39,761 "	44,840 "
預け金	0 "	0 "
その他資産	90 "	87 "
計	223,180 "	163,096 "

担保資産に対応する債務

預金	3,603 "	2,880 "
借入金	61,250 "	44,128 "
債券貸借取引受入担保金	113,195 "	84,878 "

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
有価証券	29,294百万円	12,820百万円
金融商品等差入担保金	490百万円	608百万円
その他資産	7,157百万円	21,957百万円

(中央清算機関差入証拠金等)

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
保証金	3,111百万円	3,099百万円

※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
融資未実行残高	507,859百万円	497,542百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	495,412百万円	485,865百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
減価償却累計額	23,965百万円	21,596百万円

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
劣後特約付借入金	5,200百万円	5,200百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
	39,371百万円	41,439百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
株式等売却益	365百万円	932百万円
部分直接償却取立益	194百万円	95百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,127百万円	222百万円

※3 その他の特別利益は、退職給付信託に係る信託設定益であります。

※4 固定資産の減損処理にあたり、当行は、営業用店舗については営業ブロック（連携して営業を行っている営業店グループ）をグルーピングの単位として取扱っており、連結子会社は各社を1つの単位としてグルーピングを行っております。当行では、本部、電算センター、事務集中センター、社宅・寮等は、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。また、遊休資産は独立した単位として取扱っております。

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

固定資産のうち、以下の資産については、移転に伴う遊休化により、投資額の回収が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額111百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

場 所	用途	種類	減損損失額(百万円)
兵庫県神戸市北区	遊休	土地及び建物等	111
計			111

なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、主として不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定することを基準としておりますが、売却や他への転用が困難な資産は備忘価額まで減額しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	410,951	—	—	410,951	
合計	410,951	—	—	410,951	
自己株式					
普通株式	2,993	3	2,354	642	(注) 1. 2. 3
合計	2,993	3	2,354	642	

- (注) 1 当連結会計年度期首の普通株式の自己株式の株式数には、従業員持株会信託口が保有する当行の株式が2,354千株含まれております。
 2 普通株式の自己株式の株式数の増加3千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 3 普通株式の自己株式の株式数の減少2,354千株は、従業員持株会信託口から従業員持株会への売却によるもの等であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—			229	
合計			—			229	

3 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,039	5	平成28年3月31日	平成28年6月30日
	種類株式	—	—	—	—

- (注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口に対する配当金11百万円を含めておりません。これは従業員持株会信託口が所有する当行株式を自己株式として認識しているためであります。

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	41,095	—	—	41,095	
合計	41,095	—	—	41,095	
自己株式					
普通株式	57	0	—	57	(注)
合計	57	0	—	57	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—			275	
合計			—			275	

3 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,051	50	平成29年3月31日	平成29年6月30日
	種類株式	—	—	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行いました。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金預け金勘定	451,600百万円	485,227百万円
有利息預け金	△1,465百万円	△1,136百万円
現金及び現金同等物	450,135百万円	484,091百万円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表に含めておりません（注2）参照。また、中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	420,822	420,822	—
(2) コールローン及び買入手形	1,964	1,964	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	613	613	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	12,668	12,702	33
其他有価証券	475,541	475,541	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(※1)	2,497,810 △18,640		
	2,479,169	2,486,628	7,459
資産計	3,390,780	3,398,273	7,492
(1) 預金	3,140,309	3,140,667	△357
(2) 譲渡性預金	9,561	9,561	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	113,195	113,195	—
(4) 借入金	66,876	64,581	2,295
負債計	3,329,943	3,328,006	1,937
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,183	1,183	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1,183	1,183	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	485,227	485,227	—
(2) コールローン及び買入手形	3,359	3,359	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	406	406	—
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	12,455	12,474	18
其他有価証券	393,536	393,536	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(※1)	2,517,656 △18,184		
	2,499,471	2,506,594	7,122
資産計	3,394,456	3,401,598	7,141
(1) 預金	3,202,560	3,202,881	△321
(2) 譲渡性預金	8,411	8,411	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	84,878	84,878	—
(4) 借入金	49,639	48,075	1,564
負債計	3,345,490	3,344,247	1,243
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	713	713	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	713	713	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(6ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表される基準価額によっております。自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、発行先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレート、貸出先の内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、一部の当座貸越等、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。定期性預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

これらは、残存期間が短期間（6ヵ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（4）その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
①非上場株式(※1) (※2)	3,110	3,301
②組合出資金等(※3)	3,510	3,112
合 計	6,621	6,414

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はありません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について12百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等のうち、組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	7,463	7,474	11
	短期社債	—	—	—
	社債	5,205	5,227	22
	その他	—	—	—
	小計	12,668	12,702	33
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		12,668	12,702	33

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	3,199	3,203	4
	短期社債	—	—	—
	社債	5,206	5,222	16
	その他	—	—	—
	小計	8,406	8,426	20
時価が中間連結貸借 対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	4,049	4,047	△1
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	4,049	4,047	△1
合計		12,455	12,474	18

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25,660	12,334	13,325
	債券	247,213	245,180	2,033
	国債	142,761	141,545	1,215
	地方債	8,378	8,358	20
	短期社債	—	—	—
	社債	96,073	95,276	797
	その他	13,500	12,337	1,162
	小計	286,374	269,853	16,521
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	721	794	△73
	債券	31,124	31,558	△434
	国債	7,576	7,827	△250
	地方債	314	314	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	23,232	23,416	△183
	その他	157,321	164,492	△7,170
	小計	189,166	196,845	△7,678
合計	475,541	466,698	8,842	

当中間連結会計期間（平成29年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	25,643	12,152	13,490
	債券	198,452	197,047	1,404
	国債	121,965	121,195	769
	地方債	3,818	3,805	12
	短期社債	—	—	—
	社債	72,669	72,046	623
	その他	33,558	31,875	1,682
	小計	257,654	241,075	16,578
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	455	551	△95
	債券	34,093	34,372	△279
	国債	7,709	7,832	△122
	地方債	788	789	△0
	短期社債	—	—	—
	社債	25,595	25,751	△155
	その他	101,333	105,422	△4,088
	小計	135,882	140,346	△4,463
合計	393,536	381,422	12,114	

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額は64百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	8,842
その他有価証券	8,842
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,643
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	6,199
(△)非支配株主持分相当額	138
その他有価証券評価差額金	6,060

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	12,114
その他有価証券	12,114
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	3,511
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,603
(△)非支配株主持分相当額	157
その他有価証券評価差額金	8,445

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	93,516	83,534	2,446	2,446
	受取変動・支払固定	75,115	73,548	△1,148	△1,148
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	5,827	5,727	86	95	
買建	5,827	5,727	△14	△19	
	合計	—	—	1,369	1,372

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	102,811	94,662	2,457	2,457
	受取変動・支払固定	84,998	83,049	△1,054	△1,054
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	7,445	7,365	100	107	
買建	7,445	7,365	△32	△36	
	合計	—	—	1,470	1,473

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成29年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	141,650	117,095	133	133
	為替予約				
	売建	49,373	9,985	△405	△405
	買建	7,242	—	67	67
	通貨オプション				
	売建	1,778	1,430	△90	45
	買建	1,778	1,430	110	△25
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	△185	△185

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成29年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	128,208	98,124	115	115
	売建	35,264	11,792	△1,073	△1,073
	買建	8,548	—	183	183
	通貨オプション				
	売建	1,668	1,290	△79	49
	買建	1,668	1,290	97	△32
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	△756	△756

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業経費	28百万円	28百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

	株式会社みなと銀行第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役7名、当行執行役員17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 38,000株
付与日	平成28年7月21日
権利確定条件	当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成28年6月29日から平成28年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成28年7月22日から平成58年7月21日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	1,530円

当中間連結会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

	株式会社みなと銀行第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役8名、当行執行役員19名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 31,900株
付与日	平成29年7月21日
権利確定条件	当行の取締役または執行役員のいずれかの地位を喪失した時点
対象勤務期間	平成29年6月29日から平成29年度に関する定時株主総会終結時まで
権利行使期間	平成29年7月22日から平成59年7月21日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価	1,991円

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当行グループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、信用保証業務、リース業務、事務処理代行業務、経営相談業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループは、全体に占める割合が相当程度ある銀行業務及びリース業務を、「銀行業」「リース業」として報告セグメントとし、それ以外の事業を「その他」としております。

当中間連結会計期間より、従来「その他」に含まれていた「リース業」について量的な重要性が増したため報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

なお、前中間連結会計期間のセグメント情報等については、変更後の記載方法により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告されている事業セグメントについて、報告セグメントと報告セグメントに含まれない「その他」間、及び「その他」内の連結子会社間の取引条件等については、一般の取引先と同様に決定されております。

報告セグメント及び「その他」の利益の合計額と中間連結損益計算書の利益計上額との差異、報告セグメント及び「その他」の資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額との差異については、「3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報」に記載のとおりであります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
（1）外部顧客に対する 経常収益	26,938	3,053	29,991	1,277	31,268	—	31,268
（2）セグメント間の内部 経常収益	423	47	471	1,447	1,918	△1,918	—
計	27,362	3,100	30,463	2,724	33,187	△1,918	31,268
セグメント利益	5,495	173	5,669	390	6,059	△350	5,709
セグメント資産	3,504,462	19,811	3,524,273	655,697	4,179,971	△669,597	3,510,374
その他の項目							
減価償却費	1,536	13	1,550	29	1,579	0	1,580
資金運用収益	17,729	211	17,940	92	18,033	△410	17,622
資金調達費用	1,002	44	1,047	8	1,055	△66	989
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,372	37	1,410	14	1,424	—	1,424

（注）1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、事務処理代行、経営相談業務等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額△350百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（2）セグメント資産の調整額△669,597百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（3）減価償却費の調整額0百万円、資金運用収益の調整額△410百万円、資金調達費用の調整額△66百万円は連結処理に伴う調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
（1）外部顧客に対する 経常収益	24,956	3,320	28,276	1,378	29,655	—	29,655
（2）セグメント間の内部 経常収益	424	54	478	1,425	1,904	△1,904	—
計	25,380	3,375	28,755	2,804	31,560	△1,904	29,655
セグメント利益	3,937	221	4,158	479	4,638	△314	4,323
セグメント資産	3,519,128	21,011	3,540,140	657,319	4,197,459	△670,872	3,526,587
その他の項目							
減価償却費	1,434	14	1,449	23	1,473	△3	1,469
資金運用収益	17,240	202	17,442	86	17,528	△408	17,120
資金調達費用	926	45	971	6	977	△64	913
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,062	—	1,062	13	1,076	—	1,076

（注） 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード、信用保証、事務処理代行、経営相談業務等を含んでおります。

3 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額△314百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（2）セグメント資産の調整額△670,872百万円は、連結処理に伴う調整額であります。

（3）減価償却費の調整額△3百万円、資金運用収益の調整額△408百万円、資金調達費用の調整額△64百万円は連結処理に伴う調整額であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	16,482	6,488	2,927	5,370	31,268

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	15,830	5,496	3,185	5,143	29,655

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	111	—	111	—	111

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	3,341円68銭	3,439円48銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成29年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	138,588	142,710
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,451	1,561
(うち新株予約権)	百万円	246	275
(うち非支配株主持分)	百万円	1,204	1,286
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	137,136	141,148
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	41,038	41,037

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	93.89	88.61
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,838	3,636
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	3,838	3,636
普通株式の期中平均株式数	千株	40,885	41,037
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	93.60	88.28
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	128	154
うち新株予約権	千株	128	154
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり中間純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり中間純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前中間連結会計期間146千株、当中間連結会計期間はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 420,795	※8 485,202
コールローン	1,964	3,359
商品有価証券	613	406
有価証券	※1, ※8, ※11 497,465	※1, ※8, ※11 414,529
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 2,512,218	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 2,533,353
外国為替	※6 6,967	※6 10,221
その他資産	20,083	35,211
その他の資産	※8 20,083	※8 35,211
有形固定資産	33,326	33,063
無形固定資産	4,694	4,366
前払年金費用	3,243	3,201
繰延税金資産	4,782	3,128
支払承諾見返	11,330	10,946
貸倒引当金	△18,250	△17,861
資産の部合計	3,499,234	3,519,128
負債の部		
預金	※8 3,146,044	※8 3,208,346
譲渡性預金	17,561	16,411
債券貸借取引受入担保金	※8 113,195	※8 84,878
借入金	※8, ※10 66,876	※8, ※10 49,639
外国為替	75	72
その他負債	10,425	12,781
未払法人税等	1,510	336
リース債務	793	816
資産除去債務	353	355
その他の負債	7,767	11,272
賞与引当金	974	966
退職給付引当金	2,255	1,148
睡眠預金払戻損失引当金	635	590
支払承諾	11,330	10,946
負債の部合計	3,369,373	3,385,782

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当中間会計期間 (平成29年 9月30日)
純資産の部		
資本金	27,484	27,484
資本剰余金	49,693	49,693
資本準備金	27,431	27,431
その他資本剰余金	22,261	22,261
利益剰余金	47,079	48,580
利益準備金	53	53
その他利益剰余金	47,026	48,527
別途積立金	2,325	2,325
繰越利益剰余金	44,701	46,202
自己株式	△84	△85
株主資本合計	124,173	125,673
その他有価証券評価差額金	5,440	7,396
評価・換算差額等合計	5,440	7,396
新株予約権	246	275
純資産の部合計	129,861	133,345
負債及び純資産の部合計	3,499,234	3,519,128

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
経常収益	27,362	25,380
資金運用収益	17,729	17,240
(うち貸出金利息)	15,052	14,361
(うち有価証券利息配当金)	2,391	2,558
役務取引等収益	5,527	5,933
その他業務収益	3,175	836
その他経常収益	※1 929	※1 1,370
経常費用	21,866	21,443
資金調達費用	1,002	926
(うち預金利息)	615	490
役務取引等費用	2,457	2,580
その他業務費用	-	270
営業経費	※2 17,209	※2 16,930
その他経常費用	※3 1,196	※3 735
経常利益	5,495	3,937
特別利益	-	595
特別損失	17	125
税引前中間純利益	5,478	4,406
法人税、住民税及び事業税	1,271	19
法人税等調整額	319	834
法人税等合計	1,591	853
中間純利益	3,887	3,552

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,484	27,431	22,216	49,647	53	2,325	40,132	42,510
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,039	△2,039
中間純利益							3,887	3,887
自己株式の取得								
自己株式の処分			44	44				
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	—	—	44	44	—	—	1,847	1,847
当中間期末残高	27,484	27,431	22,260	49,692	53	2,325	41,979	44,358

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△428	119,214	9,993	9,993	201	129,408
当中間期変動額						
剰余金の配当		△2,039				△2,039
中間純利益		3,887				3,887
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	333	378				378
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△958	△958	28	△929
当中間期変動額合計	333	2,225	△958	△958	28	1,295
当中間期末残高	△95	121,440	9,034	9,034	229	130,704

当中間会計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	27,484	27,431	22,261	49,693	53	2,325	44,701	47,079
当中間期変動額								
剰余金の配当							△2,051	△2,051
中間純利益							3,552	3,552
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,500	1,500
当中間期末残高	27,484	27,431	22,261	49,693	53	2,325	46,202	48,580

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△84	124,173	5,440	5,440	246	129,861
当中間期変動額						
剰余金の配当		△2,051				△2,051
中間純利益		3,552				3,552
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分		—				—
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			1,955	1,955	28	1,984
当中間期変動額合計	△0	1,500	1,955	1,955	28	3,484
当中間期末残高	△85	125,673	7,396	7,396	275	133,345

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等(時価のある株式については中間決算期末月1ヵ月平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,039百万円(前事業年度末は8,232百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(追加情報)

(当行と株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行との経営統合について)

中間連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
株式	3,778百万円	3,778百万円
出資金	1,138百万円	1,336百万円

※2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
破綻先債権額	1,028百万円	747百万円
延滞債権額	48,193百万円	47,492百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	35百万円	55百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
貸出条件緩和債権額	2,752百万円	3,464百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
合計額	52,010百万円	51,759百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
17,852百万円	19,204百万円

※7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表(貸借対照表)に計上した額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
69,630百万円	65,696百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	183,329百万円	118,168百万円
貸出金	39,761 "	44,840 "
預け金	0 "	0 "
その他の資産	90 "	87 "
計	223,180 "	163,096 "

担保資産に対応する債務

預金	3,603 "	2,880 "
借入金	61,250 "	44,128 "
債券貸借取引受入担保金	113,195 "	84,878 "

上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
有価証券	29,294百万円	12,820百万円
その他の資産 (中央清算機関差入証拠金等)	7,157百万円	22,565百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
保証金	3,065百万円	3,053百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
融資未実行残高	504,373百万円	493,282百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	491,926百万円	481,605百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
劣後特約付借入金	5,200百万円	5,200百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
	39,371百万円	41,439百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
株式等売却益	365百万円	931百万円
部分直接償却取立益	194百万円	95百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
有形固定資産	808百万円	751百万円
無形固定資産	730百万円	685百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
貸倒引当金繰入額	812百万円	51百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間(平成29年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式、出資金及び関連会社株式、出資金の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当中間会計期間 (平成29年9月30日)
子会社株式、 出資金	4,916	5,114
関連会社株式、 出資金	—	—
合計	4,916	5,114

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月20日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月20日

株式会社みなと銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 本 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みなと銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みなと銀行の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年11月21日

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 服部 博明

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町2丁目1番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店
(大阪市中央区瓦町4丁目2番14号 京阪神瓦町ビル6階)

※株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町4丁目5番1号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取服部博明は、当行の第19期第2四半期(自平成29年7月1日至平成29年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。